

承第1号

檀原市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月19日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 地方税法の一部改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の税額の減額、軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長など必要な措置を講じることにつき、令和5年度の課税事務上、急を要するため

檀原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市条例第11号

檀原市税条例の一部を改正する条例

檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 (読替規定) 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は<u>第349条3の4</u>から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	附 則 (読替規定) 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は<u>第349条の3の4</u>から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 5 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

改正前	改正後
6 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 8 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 9 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 (略) 11 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 (略) 2～11 (略)	6 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 8 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 9 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 (略) 11 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 (略) 2～11 (略) 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 当該工事が完了した年月日 (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

改正前	改正後
<u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第9項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（4） （略） （5） 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （6） （略） <u>13</u> （略） <u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u> <u>第12条の3</u> 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（<u>附則第12条の7第3項において「特定期間」という。</u>）に行われたときに限り、<u>第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第12条の3の2</u> （略） 2～4 （略）	<u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第9項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（4） （略） （5） 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （6） （略） <u>14</u> （略） （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第12条の3</u> （略） 2～4 （略）

改 正 前	改 正 後
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第12条の7 (略) 2 (略) 3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第12条の7 (略) 2 (略) (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正前			改正後		
(略)			(略)		
3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>					
第2号ア（イ）	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円			
第2号ア（ウ）（i）	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円			
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円			
第2号ア（ウ）（ii）	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円			
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円			
4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>					

改 正 前			改 正 後		
第2号ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円			
第2号ア (ウ) (i)	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円			
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円			
第2号ア (ウ) (ii)	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円			
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円			
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					

改正前	改正後
7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける<u>3輪以上のガソリン軽自動車</u>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける<u>3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車</u>（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、<u>同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、<u>同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

改 正 前	改 正 後
2・3 (略) 第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項</u> 若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	2・3 (略) 第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の檀原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の檀原市税条例附則第12条の3及び第12条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めのあるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。